

是正完了までの流れ

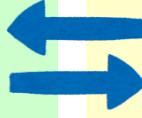
所有者・占有者

横浜市

① 事情聴取



違反内容の説明



違反した理由を聴取



② 是正計画書の作成・提出（平成 年 月 日まで）

是正方針がまとまった段階で、是正計画書を作成し、ご提出いただきます。

添付書類

- ・現況図 ・計画図
- ・その他必要な資料



提出

承認



- ・是正計画書の内容は事前に審査します。
- ・市から連絡をするまで、工事に着工しないでください。
- ・専門知識が必要になる場合があります。建築士にご相談いただくことをお勧めします。

③ 是正工事

是正計画書に基づき工事を行います。



④ 是正工事の完了検査

工事が終了したら、是正完了報告書を作成し、ご提出いただきます。

添付書類

- ・竣工図
- ・工事写真（前・中・後）
- ・その他必要な書類



提出

現場検査



- ・現場検査の結果、是正計画書どおりに施工されていない場合、工事をやり直していただくことがあります。

⑤ 是正完了

※是正されない場合は、勧告・命令・代執行工事に移行する可能性があります。

（連絡先）横浜市建築局違反対策課
TEL：045-671-3856
Mail：kc-ihanzesei@city.yokohama.jp